

2 学校に係る事件・事故対応事例

<学校内での事例>

- (1) 施設・設備の老朽化、遊具の破損…………… 1
- (2) 生徒の個人情報の流失…………… 2
- (3) 学校給食への異物混入…………… 3
- (4) 学校給食による食中毒…………… 4
- (5) アレルギー症状…………… 5
- (6) 感染症の発生(麻しん)…………… 6
- (7) 熱中症…………… 7
- (8) 登下校中の交通事故…………… 8

<外部からの被害>

- (9) 不審者侵入…………… 9
- (10) 外部の者による器物損壊…………… 10
- (11) 施設・設備の爆破(爆破予告)…………… 11
- (12) 苦情等への対応(威力業務妨害者等への対応)…………… 13

<災害>

- (13) 地震・津波…………… 14
- (14) 南海トラフ地震臨時情報の発信…………… 16
- (15) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信…………… 20
- (16) 火災…………… 22

< 学校内での事例 >

施設・設備の老朽化、遊具の破損

A 小学校で昼休み時間中、校庭で児童Bがブランコで遊んでいたところ、鎖の留め金が切れ落下した。児童は、腰を強く打ち泣いている。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・連絡を受けた教職員は、直ちに児童の負傷状況を把握し、応急手当を行う。
- ・負傷の程度により救急隊を要請し医療機関に搬送する。

保護者への対応

- ・負傷した児童の保護者へ、事故の連絡を行う。
- ・軽傷の場合でも、医療機関で受診するよう依頼する。
- ・事故の内容、負傷程度により保護者説明会を開催し、事故原因や対応経過及び再発防止策などを説明する。

関係機関との連携

- ・状況に応じ、警察に報告して事故の概要等について説明し、事故の調査について協力する。

教育委員会への報告

- ・事故の概要について報告するとともに、対応策について指導助言を受ける。
- ・以後の経過について適宜報告する。

2 事後の対応策（再発防止策）のポイント

施設の安全点検

- ・日ごろから教職員の安全管理意識を高め、遊具や学校施設の点検整備・安全管理体制を整備する。
「定期点検・月例点検・日常点検・臨時点検」
- ・点検した結果、危険性がある場合は、直ちに使用禁止措置をとる。
- ・危険な遊具や設備がある場合は、直ちに市町村教育委員会に報告して修理若しくは改善するよう要望する。

学校安全計画の策定

- ・安全管理の基本計画として学校安全計画を策定し、全職員の共通理解を求める。

生徒の個人情報の流失

A小学校の4年B組27名の住所一覧表が、インターネット上の掲示板に出ていると保護者から学校に連絡があった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・保護者から、当該情報があった場所や発見した日時を聞き取る。
- ・校内パソコンから流失した可能性がある場合には、直ちにインターネットの接続を切断し、ウイルスチェックを行う。
- ・校内LANに接続しているパソコンについても同様の措置を行う。

掲示板管理者対策

- ・インターネット掲示板の管理者に対し、当該情報の削除を要請する。

保護者への対応

- ・早急に生徒や保護者に対し、状況説明を行う。

教育委員会への報告

- ・事故の概要について報告するとともに、対応策について指導助言を受ける。
- ・以後の経過について適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道等への対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。
- ・発表内容は、客観的事実を正確に伝え、発表内容を統一する。

2 事後の対応策(再発防止策)のポイント

再発防止策の検討・実行

- ・個人情報が記録されたものは、全て外部に持ち出さない。
- ・やむを得ず個人情報を外部に持ち出す場合には、管理職の許可を得て出し入れ簿に記載する。
- ・個人情報を保存した書類、USBメモリ等の記録媒体は施錠できる場所に保管する。
- ・個人情報を取り扱うパソコンには起動時のパスワード設定を行う。
- ・個人情報には、暗号化又はパスワード設定する。
- ・インターネットに接続されたパソコンでは、できるだけ個人情報を保存しない。
- ・ファイル交換ソフト(Winny/Shareなど)がインストールされたパソコンでは個人情報を扱わない。

学校給食への異物混入

A 中学校で給食中、ある生徒が食べ始めたところ、パンの中に縫い針 1 本が入っていたと生徒から担任に報告があった。

1 発生時の対応ポイント

初期対応

- ・担任は、直ちに他の生徒に給食を食べないように指示するとともに、生徒の負傷の有無を確認する。
- ・直ちに管理職へ報告する
- ・校内放送を行い、給食を食べないように指示し、他の学級の状況を把握する。
- ・パン納入業者へ連絡する。

状況の把握

- ・異物発見時の状況を確認する。
- ・異物の混入している状況や異物を写真(大きさがわかるように)に記録する。
- ・現物(袋等も)を保存する。
- ・食物搬入状況(時刻、場所、個数等)を確認する。
- ・来校者による行為も考慮して来校者名簿による来校者を確認しておく。
- ・生徒の健康状態や対応などを記録しておく。

保護者への対応

- ・周知文書を配布して異物混入の概要を説明するとともに保護者説明会等を開催する。

生徒への対応

- ・全校集会などを通じて事故の概要を説明して不安解消に努める。
- ・異物混入の危険性について指導する。

関係機関への対応

- ・警察への届出も検討し、捜査に協力する。

教育委員会への報告

- ・事故の概要を報告して指導・助言を受ける。

報道等への対応

- ・報道等への対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。
- ・発表内容は、客観的事実を正確に伝え、発表内容を統一する。

2 今後の対応策(再発防止策)のポイント

再発防止策の検討・実行

- ・安全管理のための担当者を明確化しておく。
- ・確実な食品の検査を行う。
- ・安全管理体制を整備する。

学校給食による食中毒

A小学校の児童数名が帰宅後、相次いで腹痛や下痢の症状を訴えた。翌日、新たに同様の症状で欠席する児童もあり、入院した児童も出た。A小学校は、自校施設で学校給食を実施しており、集団食中毒の疑いがある。

1 発生時の対応ポイント

保護者への対応

- ・入院や欠席等をしている児童に対して容体を確認する。
- ・症状の疑いのある児童について医療機関での受診を依頼する。
- ・PTA役員会等を招集して対応を協議する。
- ・保護者説明会等を開催する。
- ・予防について周知文書を配布する。

児童への対応

- ・健康管理について指導する。
- ・罹患した児童に対してカウンセリング等を実施する。

関係機関との連携

- ・学校医、学校薬剤師、保健所と連携して対応を協議する。
- ・検査や調査へ協力する。

教育委員会への報告

- ・発生概要について速やかに報告し、対応について指導・助言を受ける。

報道等への対応

- ・報道等への対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。
- ・発表内容は、客観的事実を正確に伝え、発表内容を統一する。

2 今後の対応策(再発防止策)のポイント

再発防止策の検討・実行

- ・関係機関による原因究明
- ・対策委員会を設置し、対応を協議する。
- ・日常的に衛生管理を徹底し、二次感染を防止する。
- ・研修会等を開催して理解を深める。

アレルギー症状

A小学校で給食指導中、児童Bは全身にじんましんが発現して腹痛を訴えてきた。様子を見てみるとBはぐったりして意識が朦朧としてきた。Bは食物アレルギーがあり、エピペン®を処方されており、学校生活管理指導表が提出されている。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・当該児童への対応

- ・発見者は、子供から離れず観察を行うとともに、助けを呼ぶ。
- ・呼びかけに反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う。⇒AEDの使用
- ・緊急性が高いアレルギー症状*があるか、5分以内に判断する。

※緊急性が高いアレルギー症状

- | | | |
|----------|---------------------------------|------------|
| ■ぐったり | ■のどや胸が締め付けられる | ■我慢できない腹痛 |
| ■意識もうろう | ■声がかすれる | ■繰り返し吐き続ける |
| ■尿や便を漏らす | ■犬が吠えるようなせき | |
| ■脈が触れにくい | ■息がしにくい | |
| ■唇や爪が青白い | ■持続する強いせき込み | |
| | ■ゼーゼーするような呼吸（ぜん息発作と区別できない場合を含む） | |

- ・緊急性が高いアレルギー症状*のうち、1つでもあれば、以下のとおり対応する。
 - 救急車を要請(119番通報)する。
 - 直ちにエピペン®を使用する。
 - 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う。⇒AEDの使用
 - その場で安静にする…立たせたり、歩かせたりしない！
 - その場で救急隊を待つ。
- ・対応にあたっては、準備(緊急時対応の準備、エピペン®の準備、AEDの準備)、連絡(救急車の要請、管理職を呼ぶ、保護者への連絡)、記録(観察の開始時間、エピペン®を使用した時間、5分ごとの症状、内服薬を飲んだ時間)、その他(他の子供への対応、救急車の誘導)等、教職員で役割を分担して、対応する。

保護者への対応

- ・保護者に、症状や経過を伝え、事故の詳細を伝える。

関係機関との連携

- ・主治医、学校医に連絡して指示を受ける。

教育委員会への報告

- ・事故の概要について報告するとともに、対応策について指導助言を受ける。経過を適宜報告する。

2 事後の対応策(再発・未然防止策)のポイント

再発・未然防止策の検討

- ・学校における配慮や管理が必要な児童生徒は、「学校生活管理指導表」を活用して、正確な情報の把握・共有を行い、日常の取り組みや緊急時の対応に役立てる。
- ・アナフィラキシーは、いつでも誰でもどこでも発症する可能性があるため、緊急時に、管理職、養護教諭、担任が不在であっても、すべての教職員が適切に対応できるよう、緊急時対応シミュレーション訓練等の職員研修を実施し、アレルギー対応について全職員で共通理解を図る。

(学校生活管理指導表の情報は教職員全員で共有、エピペン®等の保管場所は全職員に周知)

- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(日本学校保健会発行 文部科学省スポーツ・青少年局健康教育課監修)」等の理解とその適切な運用を行う。
- ・エピペン®の管理にあたっては、学校、保護者・本人、主治医等と十分に協議し、方法を決定する。

※参考:「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」(文部科学省、日本学校保健会)等

感染症の発生(麻しん)

A高校の柔道部員Bは、数日前から微熱が続いていたが、県大会が近づいていたので解熱剤を服用しながら部活を続けていたが、発疹が出たため医療機関を受診したところ、麻しんと診断された。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・発症した生徒に関する情報(症状や発症日、行動歴など)を把握する。
- ・当該生徒の発症後、同じ空間にいた可能性のある生徒や職員等を把握する。
- ・他の生徒や教職員等に、麻しんと診断され欠席している者や、麻しんを疑わせる症状を有する者がいないかを把握する。
- ・地域内の発生・流行状況を把握する。
- ・生徒や教職員等の、麻しんの免疫状態に関する情報(罹患歴、予防接種歴)を収集する。

関係機関との連携

- ・学校医と、保健所及び市町村の感染症担当課に通報し、対応についての協議を行う。

教育委員会への報告

- ・発生概要について速やかに報告し、対応について指導・助言を受ける。

保護者への対応

- ・保護者への説明会および保健だよりの配布を行い、感染予防について周知する。
- ・管理職は、罹患者の状態に応じて出席停止、臨時休業(学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖等)の措置を講じる。

報道等への対応

- ・感染症の対応は、県感染症担当課を窓口とする。

2 今後の対応策(再発防止策)のポイント

再発防止策の検討・実行

- ・児童生徒及び職員等の免疫状態(罹患歴・予防接種歴)を把握しておく。
- ・麻しんに罹患したことがなく、かつ予防接種を2回受けていない者に対し、積極的に予防接種を推奨する。
- ・各家庭に保健だよりを通して、麻しんに関する情報を提供し、予防接種の必要性について周知する。
- ・地域における発生や流行状況等について実態把握する。

熱中症

A中学校の陸上部員Bは、部活動の練習中に体調が悪くなり、日陰で休養していたが、体調が回復せず、ぐったりしてきた。

1 発生時の対応ポイント

当該児童・生徒への対応

- ・日の当たらない涼しい場所に頭を低くして寝かせ、衣服を緩め、水分や塩分を補給する。自力で水分摂取ができない場合や、症状の改善が見られない場合には、医療機関に搬送する。
- ・少しでも意識障害が見られる場合は、すぐに救急車を要請し、到着までの間、積極的に体を冷やすなどの応急手当をする。

保護者への対応

- ・保護者に、症状や経過を伝え、事故の詳細を伝える。

教育委員会への報告

- ・事故の概要について報告するとともに、対応策について指導助言を受ける。
- ・以後の経過について適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道等への対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。
- ・発表内容は、客観的事実を正確に伝え、発表内容を統一する。

2 今後の対応策(再発防止策)のポイント

再発・未然防止策の検討・実行

- ・直射日光の下で長時間にわたる運動やスポーツ、作業をさせることは避け、なるべく涼しい時間帯に行う。
- ・運動や作業を行うときは、できるだけ薄着をさせ、直射日光が当たる場合は、帽子を着用させる。
- ・屋内外にかかわらず、長時間の運動や作業を行うときは、こまめに水分を補給し、適宜休憩を入れる。
- ・事前に児童生徒の健康観察を行い、健康管理に留意するとともに、運動 技能や体力の実態、疲労の状態等を常に把握するように努め、異常がみられたら、速やかに必要な措置をとる。
- ・屋内での授業や活動においても、熱中症は発生するので、換気を適切に行うなど室内環境を整える。また、室温等の状況によっては、体操服に着替えさせたり、授業中でも適宜給水タイムを設けたりするなど、児童生徒の健康管理に留意する。
- ・気象条件については、日本気象協会、環境省のホームページ等を積極的に活用する。
- ・部活動や体育的活動等の指導においては、体を暑さに徐々に慣らすなど、運動強度や時間を配慮した無理のない計画を立てる。
- ・熱中症発生時の救急体制及び緊急連絡体制を確認する。

登下校中の交通事故

生徒Aが下校途中に、乗用車にはねられ意識不明となり、救急車で病院に搬送された。学校は、目撃者の通報で交通事故を知った。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・通報を受けた職員は、直ちに管理職へ報告する。
- ・当該生徒の氏名、負傷状況、搬送先を確認する。
- ・救急隊が到着していない場合は、応急手当を行う。

保護者への対応

- ・保護者へ事故の連絡を行う。
- ・直ちに当該生徒を見舞う。

関係機関との連携

- ・収容先病院にて負傷状況を把握する。
- ・警察署にて事故の情報収集を行う。

教育委員会への報告

- ・事故の概要について報告するとともに、対応策について指導助言を受ける。
- ・以後の経過について適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道等への対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。
- ・発表内容は、客観的事実を正確に伝え、発表内容を統一する。

2 事後の対応策(未然防止策等)のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- ・事故の原因や問題点の調査・究明を行う。
- ・再発防止策を検討する。

他の生徒等への対応

- ・スクールカウンセラー等を活用し生徒の心のケアを行う。
- ・事故の概要説明を行い、安全な登下校指導を行う。
- ・必要に応じて他の保護者へ事故の発生と今後の対応について周知する。

未然防止策の検討

- ・通学路安全マップの見直しを検討する。
- ・通学路の点検を行い、改善の必要がある場合は関係機関に働きかける。
- ・スクールガード等と連携し、未然防止策を検討する。
- ・交通安全教室等を開催し、児童生徒の交通安全教育の充実を図る。

<外部からの被害> 不審者侵入

A小学校で、昼休みに卒業生を名乗る男が来校し、意味不明な言動で対応した事務職員に突然殴りかかってきた。子どもたちへの危害が予想される。

1 発生時の対応ポイント

不審者への対応

- ・手元にある物(モップ、机、椅子、さすまた等)を活用して不審者の動きや移動を阻止する。
- ・他の教職員に緊急事態を知らせ、応援を要請する。
- ・教職員は分担して不審者の移動阻止のため、防犯用具を持参して現場に急行する。
- ・不審者を刺激しないように一室に隔離又は退去させる。

児童生徒の安全確保

- ・事前に決めておいた暗号による緊急放送等で、児童を避難させる。
- ・各教職員は、絶えず不審者の言動や動きに注意しながら児童を不審者から遠ざけ、安全な場所に避難させる。
- ・学級担任は、児童を掌握するとともに負傷者の有無を確認し、応急手当を行う。

関係機関との連携

- ・直ちに警察へ通報する。
- ・負傷者がいる場合は、救急隊を要請する。

教育委員会への報告

- ・事故の概要を直ちに教育委員会に一報する。
- ・児童の安全が確保された段階で事案の概要を報告する。

保護者への対応

- ・事案の概要を保護者へ連絡する。
- ・児童の安全が確保された段階で保護者へ引き渡す。
- ・保護者に連絡がつかない場合は、一人で下校させないよう配慮する。

報道等への対応

- ・報道等への対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。
- ・発表内容は、客観的事実を正確に伝え、発表内容を統一する。

2 今後の対応策(再発防止策)のポイント

事後の対応

- ・必要に応じて保護者説明会等を実施し、事件の概要を説明する。
- ・関係機関やスクールカウンセラー等を活用し、児童や教職員の心のケアに努める。
- ・不審者侵入を想定した対応訓練を実施する。
- ・計画的な安全教育「児童の危険予測能力や危機回避能力の育成」を行う。
- ・不審者侵入防止体制のため防犯カメラの設置や施設の点検・補修をする。
- ・応急手当についての講習会を定期的に開催して、教職員の対応能力の向上を図る。

関係機関との連携

- ・日常的に警察、地域の関係団体及び保護者等と連携し、危険箇所や不審者情報を共有し、対応について協議する場を設ける。

外部の者による器物損壊

A中学校において、深夜午前2時ころ、教頭の自宅に警備会社から、「巡回したところ、職員室と教室の窓ガラスが多数割られている」との報告を受けた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・現場は立ち入り禁止の掲示を行うなど、現場保存の措置を行う。
- ・管理職へ報告するとともに全職員に周知する。
- ・被害状況を把握する。
- ・管理職は、生徒や保護者への説明を行い、今後の対応方針を決定する。

関係機関との連携

- ・警察への届出をするとともに捜査に協力する。

教育委員会への報告

- ・事故の概要を速やかに教育委員会に報告し、対応策について指導・助言を受ける。

保護者への対応

- ・状況によって保護者への説明会を行う。
- ・緊急PTA集会を開催し、今後の対応策について協議する。

報道等への対応

- ・報道等への対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。
- ・発表内容は、客観的事実を正確に伝え、発表内容を統一する。

2 今後の対応策(再発防止策)のポイント

再発防止策の検討・実行

- ・施設の管理状況の確認、整備を図る。
- ・地域の防犯協会やパトロールボランティアなどの関係機関等へ協力要請する。
- ・防犯カメラの設置について検討する。
- ・立ち入り禁止看板等の設置を検討する。
- ・近隣の学校及び隣接市町村教育委員会に対し、情報提供する。
- ・警察へ警備の協力要請をする。

学校の施設は、千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例第23条による学校等に侵入して行われる犯罪の防止に配慮した学校等の構造、設備及び管理に関する指針が定められている。

施設・設備の爆破(爆破予告)

A高校で3時限目の授業中、男の声で「学校に爆弾を仕掛けた。12時に爆発する」と一方的に話すと電話が切れた。

1 発生時の対応ポイント

初期対応

- ・電話を受けた職員は直ちに管理職へ報告する。
- ・生徒を安全な場所へ避難誘導する。
- ・直ちに警察へ通報する。
- ・必要に応じて消防署へ通報する。
- ・全教職員へ状況説明して対応を指示する。
- ・生徒に見慣れない不審物には触れないよう指示する。
- ・教職員の分担による避難経路やその付近における不審物の確認を行う。
- ・各クラスの生徒名簿による人員点呼を行い、教室内等の残留者を確認する。
- ・来客等の立ち入り禁止措置をする。

保護者への対応

- ・事故の発生及び状況について連絡する。

警察への協力と対応

- ・警察の指示に従い、捜索の協力をする。
- ・電話を受けた職員は、事情聴取を優先させる。
- ・次の電話が予想されることから外部への電話は極力避け、回線を空けておく。
- ・外部への連絡は、管理職等の携帯電話を使用する。

爆発物が発見された場合

- ・避難場所を再検討(変更)し、生徒を安全な場所へ避難誘導する。
- ・生徒の保護者への引渡等、下校方法を決定する。
- ・爆発物処理後の授業再開時期を決定する。
- ・保護者に事故の状況説明をする。

爆発物が発見されなかった場合

- ・授業の再開を決定する。
- ・保護者に事故の状況説明をする。

避難完了前に爆発した場合

- ・校外の安全な場所での点呼を行い、逃げ遅れた生徒がいないか確認する。
- ・負傷者がある場合は応急手当及び救急車による医療機関への搬送を行う。
- ・死傷者のリストを作成する。
- ・不明者の有無等、生徒教職員の安否を確認する。
- ・負傷者の搬送先病院の確認と保護者への連絡を行う。
- ・校舎等の被害状況を確認する。

避難完了後に爆発した場合

- ・校外の安全な場所での点呼を行い、逃げ遅れた生徒がいないか確認する。
- ・校舎等の被害状況を確認する。
- ・生徒の保護者への引渡等、下校方法を決定する。

事態が収束した後の対応

- ・警察、消防の現場検証の立会いに協力する。
- ・スクールカウンセラー等による生徒等に対する心のケアを行う。
- ・保護者への説明を行う。
- ・施設の復旧、備品の確保を迅速に行う。

教育委員会への報告

- ・事故の概要を教育委員会に報告し、指導・助言を受ける。

報道等への対応

- ・報道等への対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。
- ・発表内容は、客観的事実を正確に伝え、発表内容を統一する。

2 再発防止策のポイント

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ・事故が発生した場合の緊急時連絡網の掲示と教職員に対する周知を徹底する。
- ・様々な事態に備えた緊急避難訓練を実施し、生徒の避難が速やかに行えるようにしておく。

「ナンバーお知らせ136」について
受話器を上げて「136」をダイヤルし、ガイダンスに従って「1」をダイヤルすると、最後にかかってきた電話の日時と電話番号を音声で知らせてくれる。事前の申し込みなく利用できることから、不審電話の発信元の解明に役立てることができる。（有料1回30円）ただし、電話番号を通知しない電話、公衆電話からの通話、国際電話などの電話番号には対応していない。

苦情等への対応(威力業務妨害者等への対応)

A中学校の事務室に男性が訪れ、対応した事務職員に高圧的な態度で事実無根と思われるようなクレーム等をつけ、対応した職員は暴力的な脅威を感じた。

1 発生時の対応ポイント

主な具体的対応要領

- ① 来訪者のチェックと連絡
来訪者の氏名等の確認と用件を把握して、管理職に報告する。
- ② 相手の確認と用件の確認
来訪者の住所、氏名、電話番号等を確認し、用件を確認する。
- ③ 対応場所の選定
来訪目的により、対応場所を選定し、専用の部屋を設けて対応すると良い。
- ④ 対応の人数と対応時間
相手より多い人数で対応し、相手のペースにはまらないよう最初の段階で「会議がありますので何時までならお話を伺います」等と告げて対応時間を示す。対応状況はメモを取るなど記録化しておく。
- ⑤ 言動に注意し、即答、約束、謝罪しない。
対応者の失言や言葉尻を取り上げて糾弾してくることがあるので、安易に即答や約束、謝罪をしない。
- ⑥ すぐに管理職は対応しない
いきなり管理職が対応すると即答を迫られるので、最初は担当者が対応する。
- ⑦ 機を失せず警察に通報
話の内容がエスカレートしてきた場合、暴力に発展する可能性があるため、機を失せず警察に通報する。

教育委員会への報告

・事故の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

2 事後の対応(再発防止策)のポイント

再発防止策の検討・実行

- ① 来校者に対する入校許可の対応を徹底しておく(氏名・目的等の記載、入校許可書等の発行など)。
- ② 不審者が入校した際の生徒、教職員への緊急連絡方法を事前に周知する(校内放送の利用等)。

<災害>

地震・津波

小学校で4時限目の授業中に地震が発生し、震度5強の激しい揺れに襲われた。

1 発生時の対応ポイント

安全確保

- ・担任は、直ちに児童に窓やロッカーから離れて机の下に潜るように指示する。
- ・避難口を確保のため、出入り口を開放する。
- ・火気使用中は消火するとともにガスの元栓を閉める。

状況の把握

- ・地震の被害状況を把握する
- ・負傷者がいる場合は、応急手当を行う。
- ・地域全体の被害状況や津波警報の発令有無等について把握する。
- ・必要に応じて「災害対策本部」を設置する。
- ・校舎の損壊状況を確認する。

避難指示及び誘導

- ・直ちに、校内放送等を通じて避難指示を行う。
- ・余震に備え、安全な場所に児童を避難させる。
- ・避難経路及び避難場所における誘導と安全確保を行う。
- ・担任は、逃げ遅れた児童がいないか確認する。

避難場所での対応

- ・名簿による人員確認と負傷者の状況を確認する。
- ・負傷者の応急手当と救護本部を設置する。

教育委員会への報告

- ・速やかに被災状況を報告し、指導・助言を受ける。

事後対応

- ・報道機関、警察及び消防から校区の被災状況を把握する。
- ・負傷した児童の保護者に対し、連絡する。
- ・通学路の安全状況や交通機関の運行状況の確認しておく。

津波警報（注意報）発令時の対応

- ・海岸付近の学校は、速やかに児童生徒を避難場所（高層階、屋上、裏山など）へ誘導する。
- ・報道機関、警察及び消防から正確な情報を収集する。
- ・警報・注意報が解除されるまで避難場所で待機する。

2 防災対策のポイント

安全指導の徹底

- ・学校の教育活動全体を通じた体系的・計画的な防災教育を推進する。
- ・防災の専門家による講演会を開催する。
- ・関係機関等と連携した防災訓練を実施する。

- ・PTAや地域防災組織と連携した合同訓練を行う。
- ・様々な状況を想定した防災訓練を計画的に実施する。
- ・特別な配慮を必要とする児童や負傷者等の避難訓練も実施しておく。
- ・教職員の防災教育に関する指導力及び危機管理能力の向上を図る。
- ・応急手当の技能を身に付けるための校内研修を実施する。

安全管理の徹底

- ・防災体制の問題点を確認し対応策を講じる。
- ・平素から教職員の危機管理意識について高揚を図る。
- ・施設・設備等の安全点検を徹底しておく。
- ・緊急持ち出し物品について、全教職員に対して周知しておく。

南海トラフ地震臨時情報の発信

南海トラフの西側でM8.1の地震が発生して、南海トラフ地震臨時情報が発信された。

1 南海トラフ地震臨時情報について

M6.8以上の地震が発生した場合やプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が発生した場合、それらに対する調査を開始し、地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された際には、以下の3つのケースに応じた臨時情報が発信される。

(1) 半割れ（大規模地震M8.0以上）

南海トラフの想定震源内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

(2) 一部割れ（前震可能性地震M7.0以上8.0未満）

南海トラフの想定震源域及びその周辺においてM7.0以上の地震が発生した場合（半割れケースの場合を除く）

(3) ゆっくりすべり

ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

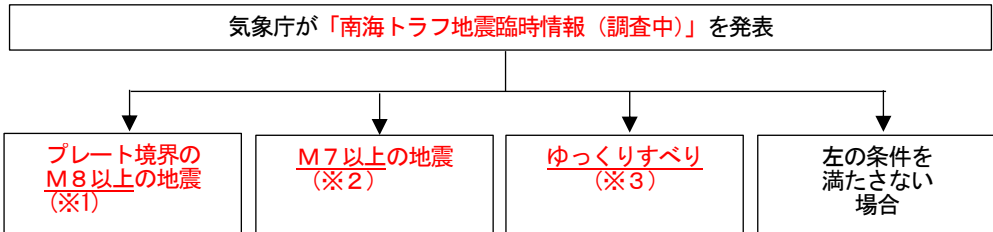
2 防災対応の流れ

観測した異常な現象

南海トラフの想定震源域
又はその周辺で
M6.8以上の地震が発生

南海トラフの想定震源域の
プレート境界面で
通常とは異なるゆっくりすべりが
発生した可能性

異常な現象に対する
評価
(最短約30分後)



評価の結果
発表される情報
(最短約2時間後)

南海トラフ地震臨時情報
(巨大地震警戒)

南海トラフ地震臨時情報
(巨大地震注意)

南海トラフ地震臨時情報
(調査終了)

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

	プレート境界のM8以上の地震 (半割れケース)	M7以上の地震 (一部割れケース)	ゆっくりすべり (ゆっくりすべりケース)
発生直後	●個々の状況に応じて避難等の防災対策を準備・開始		●今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応
1週間			
2週間	巨大地震注意対応 (必要に応じて避難を自主的に実施)	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

(1) 巨大地震警戒対応

- ・平時からの地震への備えを再確認する等
- ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難（高齢者等事前避難対象地域）
- ・地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域（住民事前避難対象地域）の住民は避難

(2) 巨大地震注意対応

- ・平時からの地震への備えを再確認する等

3 発信時の対応ポイント

基本的な考え

- ・地震発生の可能性と防災対応の実施による学校生活・日常生活等への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」するという考え方が重要である。
- ・学校生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要である。
- ・対応を検討する学校は、**南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「対策推進地域」という。）に立地する学校**を基本とする。ただし、対策推進地域以外でも地震や津波による被害が及ぶ場合や、他の市町村から避難してくる人がいるなど想定外の対応が必要となる場合があることから、教育委員会や防災部局と連絡を密にして対応する必要がある。なお、**対策推進地域のうち津波浸水想定において水深30cm以上の浸水が想定される区域に立地する学校は、市町村長が指定する「南海トラフ地震防災対策計画」を作成する必要がある。**
- ・最初の地震発生後、**最も警戒する期間は1週間**を基本とする。

本県の対策推進地域

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町

本県の住民事前避難対象地域

※令和4年12月時点

館山市（船形、那古、北条、館山、西岬、旧神戸、旧富崎小学校区の指定されている地区）

情報発信時の学校の対応

- ・教育委員会及び防災部局と連絡を密にとり、後発地震の発生に備える。
- ・児童生徒に対して「平時からの地震への備え」や「情報発信された場合の防災対応」の再確認を、各教科、特別活動及び総合的な学習（探究）の時間等で指導するとともに、保護者に対しても周知する。

情報発信された場合の防災対応

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）
 - ・個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始する。
 - ・今後の情報に注意
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
 - ・平時からの地震への備えを再確認する等
 - ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難する。
 - ・地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難する。

「巨大地震警戒対応」開始からの通常的生活までの住民の地域別対応

	南海トラフ地震防災対策推進地域		
		事前避難対象地域	
		高齢者等事前避難対象地域	住民事前避難対象地域
最初の地震発生から 1週間	社会状況を踏まえて平時からの地震への備えを再確認等	要配慮者のみ避難	全住民が避難
地震発生後1週間から 2週間	平時からの地震への備えを再確認等	平時からの地震への備えを再確認等	平時からの地震への備えを再確認等
地震発生後 2週間以降	通常的生活	通常的生活	通常的生活

住民事前避難対象地域の立地する学校の対応について

地域区分	学校において計画等に記載すべき事項	学校における留意事項
住民事前避難対象地域	○ 幼稚園、小・中学校等にあつては、 児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。 この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。	○ 住民事前避難対象地域に位置する学校は、避難指示等が発令された場合、児童生徒等の安全確保のため、 臨時休業等の適切な対応 をとる。

- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
 - ・平時からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
 - ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う。

4 具体的な防災対応

平時からの地震への備えの再確認（例）

- ・ 安否確認手段の確認
- ・ ロッカー等の固定・落下防止対策の確認
- ・ 非常持出物品の確認
- ・ 情報収集機器の動作確認
- ・ ハザードマップの確認
- ・ 発災時の職員の役割分担の確認など
- ・ 避難場所・避難経路の確認
- ・ 避難誘導手順の再確認
- ・ 避難訓練の実施
- ・ 出火・延焼防止に係る装備の確認
- ・ 保護者との連絡手段の取り決め
- ・ 児童生徒の引き渡しについて
- ・ 児童生徒を学校に留め置いた時の備蓄・装備の確認

施設設備等点検（例）

- ・ 主要設備の点検
- ・ 転倒・落下物の危険箇所の点検

児童生徒等及び職員の安全確保（例）

- ・ 通学路の危険箇所の確認、登校に係る交通機関の運行状況の確認
- ・ 通常どおりの活動をした場合に生命に危険が及ぶ場合には、避難指示等に従い避難
- ・ 屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・ 危険なところにできるだけ近づかない など

情報発信された場合の防災対応

揺れを感じたり、津波警報等が発表されたりした場合に直ちに避難できる態勢の準備

- ・ すぐに避難できる態勢の確保
避難に身を守るもの（防災頭巾やヘルメット等）を身近に置いておく。

- ・ 非常持出品の常時携帯
非常持出品を常時携帯するか、すぐに持ち出せるように一か所にまとめておく。

想定されるリスクからの身の安全を確保するための備え

- ・ 揺れによる倒壊への備え
先発地震で倒壊した建物や壊れやすいブロック塀等に近づくときには倒壊するリスクを意識する。
- ・ 土砂災害等への注意
先発地震により、土砂崩れの危険性が高まっている場所や地震発生後の津波からの避難が困難な地域に学校等が立地している際はリスクを想定し、速やかに避難できるようにする。

地震発生時に確実に身を守る行動をとるための備え

- ・ 緊急情報の取得体制の確保
- ・ 平時からの備えの再確認

北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信

北海道・三陸沖でM7. 2の地震が発生し、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された

1 北海道・三陸沖後発地震注意情報について

北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでM7. 0以上の地震が発生した場合に情報が発信される。

本県で情報発信に伴い防災対応をとるべきエリア

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町

2 発信時の対応ポイント

基本的な考え

- ・先発地震発生後、特に1週間程度は平時よりも巨大地震の発生に注意する。
 - ① 平時から地震への備え（事前防災対策）を徹底した上で注意情報が発信された場合には、地震への備えを再確認する。
 - ② 直ちに避難できる準備等を徹底する。

情報発信時の学校の対応

- ・教育委員会及び防災部局と連絡を密にとり、後発地震の発生に備える。
- ・児童生徒に対して「平時からの地震への備え」や「情報発信された場合の防災対応」の再確認を、各教科、特別活動及び総合的な学習（探究）の時間等で指導するとともに、保護者に対しても周知する。

3 具体的な防災対応

平時からの地震への備えの再確認（例）

- ・安否確認手段の確認
- ・ロッカー等の固定・落下防止対策の確認
- ・非常持出物品の確認
- ・情報収集機器の動作確認
- ・ハザードマップの確認
- ・発災時の職員の役割分担の確認など
- ・避難場所・避難経路の確認
- ・避難訓練の実施
- ・避難誘導手順の再確認
- ・出火・延焼防止に係る装備の確認
- ・保護者との連絡手段の取り決め
- ・児童生徒の引き渡しについて
- ・児童生徒を学校に留め置いた時の備蓄・装備の確認

施設設備等点検（例）

- ・ 主要設備の点検
- ・ 転倒・落下物の危険箇所の点検

児童生徒等及び職員の安全確保（例）

- ・ 通学路の危険箇所の確認、登校に係る交通機関の運行状況の確認
- ・ 通常どおりの活動をした場合に生命に危険が及ぶ場合には、避難指示等に従い避難
- ・ 屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・ 危険なところにできるだけ近づかない など

情報発信された場合の防災対応

揺れを感じたり、津波警報等が発表されたりした場合に直ちに避難できる態勢の準備

- ・ すぐに避難できる態勢の確保
避難に身を守るもの（防災頭巾やヘルメット等）を身近に置いておく。
- ・ 非常持出品の常時携帯
非常持出品を常時携帯するか、すぐに持ち出せるように一か所にまとめておく。

想定されるリスクからの身の安全を確保するための備え

- ・ 揺れによる倒壊への備え
先発地震で倒壊した建物や壊れやすいブロック塀等に近づくときには倒壊するリスクを意識する。
- ・ 土砂災害等への注意
先発地震により、土砂崩れの危険性が高まっている場所や地震発生後の津波からの避難が困難な地域に学校等が立地している際はリスクを想定し、速やかに避難できるようにする。

地震発生時に確実に身を守る行動をとるための備え

- ・ 緊急情報の取得体制の確保
- ・ 平時からの備えの再確認

火災

中学校で、授業中（実験、自習等）に火災が発生した。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握及び安全確保

- ・火災発生場所の確認と初期消火を行う。
- ・消防署へ通報する。

避難指示及び誘導

- ・火災発生場所、避難経路及び避難場所を校内放送で行う。
- ・授業担当教諭は生徒の避難誘導を行う。
- ・重要書類等を搬出する。

避難場所での対応

- ・生徒名簿による人員確認及び傷病者等の状況を確認する。
- ・救護班による応急手当を行う。

事後措置と対応

- ・負傷した生徒の保護者へ連絡する。
- ・今後の対応（下校等の措置）について、保護者への連絡

教育委員会への報告

- ・事故の概要を教育委員会に報告し、指導・助言を受ける。

報道等への対応

- ・報道等への対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。
- ・発表内容は、客観的事実を正確に伝え、発表内容を統一する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

防災体制の確立

- ・防火管理者による教室や特別教室の火気点検及び使い方について熟知させる
- ・避難経路の明示、約束事の掲示及び出入口の安全確保をしておく。
- ・通報連絡、初期消火、避難誘導、重要書類等の搬出及び救護などの役割分担を明確化しておく。

実践的避難訓練の実施

- ・時間帯別、出火場所別を想定した避難訓練を実施しておく。
- ・特別な配慮を必要とする生徒や負傷者等についての円滑な避難訓練を実施しておく。